

協議第23号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

藤沢町農業委員会の選挙による委員（5人）については、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定を適用し、一関市農業委員会の委員の残任期間、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、40人とする。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決定する。

平成22年7月13日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>藤沢町農業委員会の選挙による委員（5人）については、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定を適用し、一関市農業委員会の委員の残任期間、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、40人とする。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決</p>	

各市町の状況等

	一関市	藤沢町	合計(A)	新市(B)	(B)-(A)	在任特例適用 (編入)
農業委員の定数	48	9	57	48	9	53
選挙による委員の条例定数 (定数の基準、人以内)	40 (40)	5 (30)	45 (40)	40	5	45
法12条1号委員(農協、共済組合、土地改良 区推薦 各1名)	4	3	7	4	3	4
法12条2号委員(議会推薦 4名以内)	4	1	5	4	1	4
農業委員の任期	H24.9.19	H23.7.19				
行政面積 (k㎡)	1,133.10	123.15	1,256.25			
基準農業者数	14,745	1,849	16,594			
農地面積 (ha)	19,997	2,829	22,826			
選挙区	7	1	8			
選挙人名簿登録者数 (H22.3.31 現在) (人)	25,628 (88.31%)	3,392 (11.69%)	29,020 (100.00%)			
報酬(年額:円)	会長	362,400				
	職務代理	217,000				
	委員	382,800				

- 1 新市の選挙による委員数及び議会推薦の委員数は、法定数の上限。また、新市の定数は新市に1つの農業委員会を設置した場合。
- 2 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会の選挙による農業委員の定数は40人以下(農業委員会等に関する法律施行令第2条の2)
- 3 行政面積：岩手県市町村課・市町村資料より
- 4 基準農業者数：10アール以上の農地を耕作する世帯数及びその面積以上の農地を耕作する農業生産法人(その区域内に住所を有する法人)の数の合計数
- 5 農協推薦による委員は、農協ごとに各1名であり、新市では、「岩手南農協」と「いわい東農協」からそれぞれ1名ずつの推薦となる。
- 6 基準農業者数及び農地面積は(平成20年度末現在)農家基本台帳より

農業委員会等に関する法律

(選挙による委員)

第七条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。

(委員の任期)

第十五条 選挙による委員の任期は、三年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第二条の二 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第十二条第一号の委員として選任しなければならない委員の数と四人(同条第二号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	委員の数の上限
一 (一) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 十アール(北海道にあつては、三十アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	二十人
二 一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	三十人
三 その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が六千を超える農業委員会	四十人

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第11条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間